

「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月

愛媛県立みなら特別支援学校（本校）

1 学校いじめ防止基本方針の目的

いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、社会総がかりでいじめに対峙していくために「いじめ防止対策推進法（平成 25 年）」が施行された。この法の精神の下、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定され、平成 29 年に最終改定されたことから、国や県の基本方針に基づき、家庭や地域、関連機関等との連携をさらに深め、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処を実効性があるものとするために、次の観点から本校の「学校いじめ防止基本方針」を策定した。

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づき、教職員はいじめの問題を一人で抱え込まず、かつ、いじめの問題への対応が個々の教職員のよるものでなく、窓口を一本化して組織的に対応する。
- (2) いじめの発生時における学校の対応を明確にすることで、児童生徒及びその保護者に対して、学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめ等の加害行為の抑止につなげる。
- (3) いじめの加害児童生徒への成長支援の観点を基本方針で示すことにより、加害児童生徒への支援にもつなげる。

2 学校いじめ防止基本方針の理念

いじめは、いつでも、誰にでも、起こりうる問題である。児童生徒の個性を尊重し、かつ一人一人のニーズを踏まえた自己実現を目指し、特別支援教育に取り組んでいる本校にとって、児童生徒の生命及び人権を保障しなければならない。

また、社会において、児童生徒が自立し共生した生活を送るためには、しっかりとした個を確立する必要がある。そのため、学校生活の中で、いじめをしない人間力、いじめに屈しない力、いじめに対処する力をあらゆる教育活動で培うことで、自立の精神を育み、生きる力を育成していかなければならない。

3 本校の人権保障の基本方針

児童生徒は、基本的人権を享有しており、人として尊重されなければならない。

教職員は、温かさと思いやりを持った教育を行うことで、児童生徒の自己肯定感を育む。そして、いじめや虐待、体罰及び障がいをはじめとする様々な人権問題の解決を図り、生命と人権が尊重される安全で安心な学校づくりをしていかなければならない。

また、共生社会の実現に取り組み、児童生徒が自己実現するため、一人一人のニーズに応じた教育を行うことで、個性と多様性を尊重する社会の中で、生きる力を育成していかなければならない。

（人権・同和教育の指導目標）

- (1) 児童生徒一人一人の特性を受け止め、自分はかけがえのない存在だと思う自己肯定感を育む。
- (2) 全ての児童生徒の人権の保障と人権意識の高揚を図り、豊かな人間関係を構築する。
- (3) 児童生徒の自己実現に向けて、自己決定権尊重の下、一人一人のニーズに応じた支援を行い、自分らしく生きる力を培う。
- (4) 共生社会へ向けて障がいに対する正しい理解と認識が深まるよう啓発する。

4 児童生徒の生命及び人権を保障する学校（4本の柱）

(1) いじめのない学校

いじめの予防、いじめの早期発見、いじめの対処に組織的に取り組み、いじめの根絶を目指すとともに、いじめに関係した児童生徒に適切な支援を行い、安全で安心な学校生活を保障するとともに豊かな人間関係の構築を図る。

(2) 差別のない学校

障がい理由とする差別をはじめとして、多くの人権問題が存在する。児童生徒が人権問題に関して被害者にも加害者にもならないような教育を推進するとともに、人権問題が発生した場合は迅速かつ適切な対応を行う。また、学校生活の中で、差別を見抜く力、差別に屈しない力、差別に立ち向かう力を育む。

【障がいに基づく差別の定義】

障がいに基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障がいに基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

[障害者の権利に関する条約 国連：平成 18 年採択 日本：平成 26 年批准]

(3) 体罰のない学校

教職員は、児童生徒に対する体罰を行わない。

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

[学校教育法 昭和 22 年法律第 26 号]

【体罰の定義】

教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

[問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知） 平成 19 年文部科学省]

(4) 虐待のない学校

児童生徒が、学校及び家庭（寄宿舎及び施設を含む）において虐待されない生活環境をつくる。

【障がい者虐待の定義】

養護者、障がい者福祉施設従事者等、使用者が、当該障がい者について行う次のいずれかに該当する行為

虐待の種類	内 容
ア 身体的虐待	障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。

イ 性的虐待	障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。
ウ 心理的虐待	障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
エ 放棄・放置	障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるア～ウまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
オ 経済的虐待	養護者又は障害者の親族が当該障がい者の財産を不当に処分することその他当該障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

[障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 平成 23 年法律第 79 号]

【通告の情報元の秘匿にかかる主な留意点】

学校・保育所等は、保護者から情報元に関する開示の求めがあった場合、子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えないこととするとともに、市町村・児童相談所と連携しながら対応する。

＜「留意事項通知」の 2 通告の情報元の秘匿にかかる主な留意点＞

＜「連携強化通知」の 1. (2) 要保護児童等の情報元に関する情報の取扱いについて＞

【児童相談所、学校、警察等との連携における主な留意点】

要保護児童等について、学校・保育所等は欠席理由について保護者から説明を受けている場合であっても、休業日を除き引き続き 7 日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、市町村又は児童相談所に情報提供する。

＜「連携強化通知」の 1. (4) 定期的な情報共有に係る運用の更なる徹底について＞

＜「情報提供通知」の 7 緊急時の対応＞

[児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議 平成 31 年 2 月 8 日]

本校では、児童生徒の生命や学校生活での安全・安心を保障するために、防災・交通安全・食の安全・健康管理において徹底した対策を講じている。

5 いじめの定義及び態様

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

[いじめ防止対策推進法 平成 25 年法律第 71 号]

(2) いじめの態様

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

[いじめの防止等のための基本的な方針 平成 25 年文部科学大臣決定、平成 29 年最終改定]

6 いじめ対策のための体制・組織

(1) 体制・組織の確立

いじめは児童生徒の生命をも脅かす重大な人権侵害であるため、教職員が一人で抱え込むことなく学校全体で組織として取り組むことを基本とする。いじめの防止、いじめの早期発見、いじめ事案への対応を実効あるものとするために、いじめ問題に係る組織を学校の中に体制化する。 (別紙 1、別紙 2、別紙 3 参照)

(2) いじめ対策に係る委員会

ア 人権・同和教育委員会

(ア) 目的

学校で設置している委員会で、いじめの問題について、中枢的な役割を担う。

この委員会では、いじめの問題に限らず、虐待や体罰及び障がいをはじめとする様々な人権問題に対して、児童生徒の生命及び人権が侵害されないよう、また、安全で安心な学校生活を保障するために、対策や立案を検討し、具体的に取り組む。

(イ) 構成委員

校長、教頭、人権・同和教育課長、人権・同和教育推進主任、生徒支援課長、支援推進課長、教務課長、情報課長、舎務課長、各部主事、養護教諭 他 関係教職員、外部関係機関有識者
--

(ウ) 役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく具体的な取組や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② いじめ問題を含めた人権問題について検討し、学校としての方針を決定する。
- ③ 学校生活アンケートに基づき、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに関わる情報を共有し、記録する。

イ いじめ問題対策委員会

(ア) 目的

いじめの問題が発生したときに臨時に委員会を開き、情報の共有を図る。関係する児童生徒への事実関係の聴取を組織的かつ実効的に行い、支援や指導の体制及び対応の方針を検討し、校長に報告する。

(イ) 構成委員

教頭、人権・同和教育課長、生徒支援課長、支援推進課長、該当各部主事、関係教職員、外部関係機関有識者 ※校長が必要と認める場合は、構成委員以外の者も委員会に参加する。

(ウ) 役割

[未然防止]

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに取り組む。

[早期発見・事案対処]

- ・いじめの早期発見のため、いじめの報告・連絡・相談を受ける。
- ・いじめの疑いのある児童生徒の行動について、聞き取り調査やアンケート等で情報を収集し、記録して、情報を共有する。
- ・いじめに関わる情報（いじめが疑われる行動や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があったとき、臨時に委員会を開いて、関係生徒に対する聞き取り調査等により事実関係を把握し、いじめであるか否か判断し、校長に報告する。
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援や加害児童生徒に対する指導について検討し、保護者への対応を含め、いじめの問題に組織的に取り組む。

（いじめを認知する際の留意事項）

- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・次のような場合も、法が定義するいじめに該当するため、いじめ問題対策委員会で情報共有し、積極的にいじめとして認知する。
 - インターネット上で悪口を書かれた児童生徒が、そのことを知らずにいるような場合など、いじめの対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない場合。
 - 好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合。
 - A君、B君、C君がプロレスごっこをやっている際、A君が2人にやられていると判断し、A君に確認したところ、「大丈夫です。」と答えたため、いじめと認知しなかった事例があったが、児童生徒が否定した場合でも、通常であれば、心身の苦痛を受けると考えられる行為を受けている場合。

7 いじめの防止のための取組

児童生徒一人一人に自己肯定感を育み、学校に行くことが楽しいと思える環境づくりに取り組む。また、道徳教育や人権・同和教育をはじめとする教育活動の充実を図ることで、豊かな人間性を育み、自分自身を大切にするとともに他者の尊厳も大切にする児童生徒を育成する。

児童生徒が、いじめの問題について自主的に考え、議論することによって、いじめの防止に取り組むとともに、児童生徒の心が通じ合えるよう、コミュニケーション能力を育成する。そして、授業や行事に児童生徒が主体的な態度で参加し活躍できるような、授業づくりや集団づくりに取り組む。

（1）自己肯定感を育む

「あふれる挨拶 輝く愛顔^{えがお}」をスローガンに温かい環境づくりを行い、「自分は大切な存在だ」「かけがえのない存在だ」と思える自己肯定感を育む。

（2）道徳教育の充実

児童生徒が、生命を大切にする心や他人を思いやる心を持ち、善悪の判断が正しくできる道徳観や倫理観を身に付ける。

（3）人権・同和教育の充実

人権尊重の精神の涵養(かんよう)を目的とし、自分と他者とのつながりについて考え、人権を守り育てるための実践力や行動力を育成する。

(4) 福祉教育の充実

社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的・体験的に習得させ、社会福祉の理念と意義を理解させるとともに、社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与する創造的能力と態度を育てる。

(5) キャリア教育の充実

自分の将来を確かに見据えることができるキャリア教育を実践し、社会的・職業的に自立し、社会の中で役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育成する。

(6) 情報モラル教育の充実

他者への影響を考え、人権や知的財産権などの自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解する。

(7) 自立活動の充実

児童生徒が、社会的な自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善したり、克服するために必要な知識や技能を獲得したりすることで、社会生活する上での能力や態度を育み、心身の調和的発達を促す。

(8) 体験活動の充実

児童生徒の体験的な学習活動、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動、自然体験活動などの充実に努め、豊かな人間性や自ら学び、自ら考える力などの生きる力を育成する。

(9) 交流活動の充実

地域社会の中で積極的に活動し、その一員として生きていくために、障がいのない児童生徒との交流及び共同学習を通して相互理解を図る。また、地域の人々との触れ合いを通して、創造したり、工夫したり、困難を克服するといった経験を積み重ねることで、生きる力を育成する。

(10) 教育相談の充実

児童生徒が安心して相談できる人間関係を築く。

(11) いじめ問題に関する研修の充実

児童生徒に日頃から接する教職員や保護者のいじめ問題に対する意識の向上と学校いじめ防止基本方針の周知を図る。（本校ホームページに公開）

8 いじめの早期発見

児童生徒を日頃から温かく見守り支援することで、信頼関係を構築するとともに、児童生徒が示すわずかな変化や信号を見逃さないようにする。アンケートや教育相談、面談や日頃からの児童生徒の観察など様々な方法を用いて、いじめの早期発見に努める。

(1) 新任教職員に対する研修

障がいの特性等により児童生徒間で起きがちなトラブルの事例を示すことで、発見や対応時における心構えを研修する。

(2) 定期的な調査の実施

学校生活アンケートを一学期末と二学期末に実施するとともに、担任による日頃からの面談や観察等を通して、児童生徒のいじめ等の状況を把握する。

(3) 観察

教職員及び保護者は積極的に児童生徒に語り掛けを行い、また、日頃から温かく接し、注意深く観察することで、児童生徒の僅かな変化やサインをキャッチする。

（別紙４・５ いじめのサインを参照）

(4) 教育相談の充実

専門家であるコーディネーターによる教育相談や担任による面談等を行うことで、幅広く情報を収集し、信頼関係を構築する。

(5) 保護者との連携

毎日の連絡帳や学期末の懇談会、家庭訪問等を通して、保護者との連絡を密接にする。また、児童生徒を温かく見守り、支援することで、信頼関係を構築する。

(6) 地域及び関係機関との連携

学校外部からの情報が入手できるよう、関係機関との連携を密にする。

(7) 電話相談窓口等の周知

児童生徒のＳＯＳに対応してくれる外部機関を周知することで、児童生徒が、生命及び人権の侵害について相談できる窓口を数多く確保し、一人で悩みを抱え込むことがないようにする。
(別紙２ 「いじめの早期発見」体制・組織を参照)

(8) ネットパトロール

いじめのＩＣＴ化に伴いネット上のいじめを監視したり、情報収集したりする。

9 いじめ事案への対処

教職員がいじめを発見したり相談を受けたりした場合は、速やかに学校のいじめ問題対策委員会に報告し、いじめに関わる情報を共有し、組織的に対応する。

いじめを認知した場合、その内容が重大事態かどうかを、いじめ問題対策委員会は、迅速に判断し、被害児童生徒やいじめを知らせてきた生徒の生命及び安全の保障を最優先とする。その上で、いじめられた児童生徒とその保護者への支援やいじめた児童生徒に対する指導とその保護者への助言、周りの児童生徒への指導と支援を適切に行い、安全で安心な学校生活が送れるように取り組む。

家庭への適切で丁寧な説明や教育委員会への報告、関係機関との連携が必要である。

(1) いじめを受けた児童生徒に対して

- ア 生命及び安全・安心を確保する。
 - ・身体に怪我を負っている場合は、病院へ搬送する。
 - ・パニックになっている場合は、保健室等で様子を見る。
- イ 心のケアに努める。
 - ・いじめを受けた痛みに共感し寄り添う。
 - ・コーディネーターによる教育相談を継続的に実施する。
 - ・精神性の疾患が著しいときは、医療機関と連携をする。
 - ・複数の特定教職員で対応し、包み込むように見守る。
- ウ 保護者への連絡及び連携
 - ・誠意をもって丁寧に説明し、家庭の信頼を得る。
 - ・不安や憤り等の思いを受け止める。
 - ・学校のいじめの対応方針や指導経過を丁寧に説明する。
 - ・学校と家庭が共通理解の下、児童生徒の支援に取り組む。

(2) いじめた児童生徒に対して

- ア いじめの認知及び理解
 - ・いじめた事実を認知させ、問題点を正確に理解させる。
 - ・いじめられた児童生徒の痛みを理解させ、指導する。
- イ 指導、支援、懲戒等を行う。
 - ・適切な指導や支援により、いじめの防止に取り組み、被害児童生徒と加害児童生

徒の人間関係の改善を図る。

- ・教育上必要がある場合は、懲戒を行う。
- ・教育上必要がある場合は、家庭待機の指導を行う。
- ・犯罪行為の場合は、所轄警察署と連携する。
- ・加害児童生徒にも過度なストレスがあったり、被害者の側面があったりする場合があるので、児童生徒の人間関係を十分把握し、適切な指導と支援を行う。

ウ 保護者への連絡及び連携

- ・誠意をもって丁寧に説明し、正確な情報を共有する。
- ・ショックを受けて動揺したり、興奮したりしている場合は、適切な支援を行う。
- ・学校のいじめの対応方針や指導経過を丁寧に説明する。
- ・学校と家庭が共通理解の下、児童生徒の指導や支援に取り組む。

(3) 周りの児童生徒に対して

ア 傍観者

見て見ぬ振りをしたり、おもしろがって見ていたり、適切な行動が取れなかった児童生徒も、いじめの加害者であることを理解させ、指導する。

イ 間接的被害者

いじめの現場にいたことで精神的ショックを受けて不安定な児童生徒に対して、被害児童生徒と同様の心のケアを行う。

ウ 安心できる空間

周りの児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、被害児童生徒及び加害児童生徒を仲間として受け入れようとする思いが、被害児童生徒の心のケアになるとともに、いじめの該当者の人間関係の改善にも良い影響を与えることを理解させ、安全で安心な学校生活を送れるように指導する。

10 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。）

(2) 一般的な重大事態調査の流れ

ア 重大事態が発生した場合、愛媛県教育委員会を通じて愛媛県知事へ、事態発生について報告する。

イ 愛媛県教育委員会が調査主体を決定する。調査主体は愛媛県教育委員会又は学校。

ウ 調査組織を設置する。

エ 調査主体は、詳細な調査に入る前に対象児童生徒・保護者に対して重大事態調査に関する説明を実施する。

オ 重大事態調査を実施する。

- ①学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認
- ②対象児童生徒・保護者からの聴き取り
- ③聴き取りやアンケート調査等の実施
- ④事実関係の整理（必要があれば追加で聴き取り等を実施）
- ⑤整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討
- ⑥報告書の作成、取りまとめ

カ 重大事態調査における調査報告書を作成する。

キ 重大事態調査終了後、調査主体は対象児童生徒・保護者に対して調査結果を報告する。

ク 愛媛県教育委員会は、調査結果を愛媛県知事に報告する。

ケ 愛媛県知事は、再調査の必要性の有無を判断する。

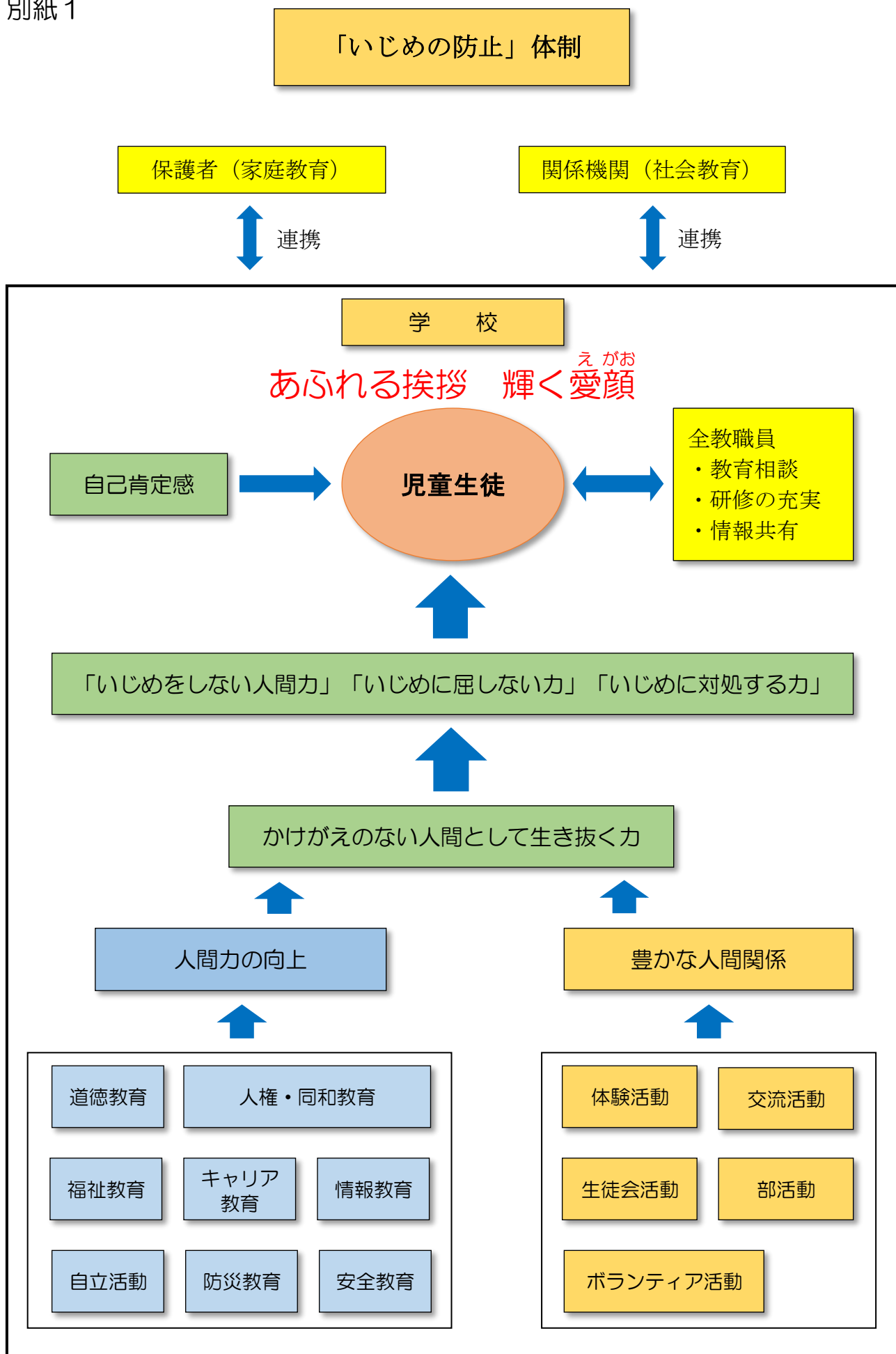
再調査の必要がない場合は、愛媛県教育委員会による必要な措置

再調査の必要がある場合は、愛媛県知事による再調査の実施

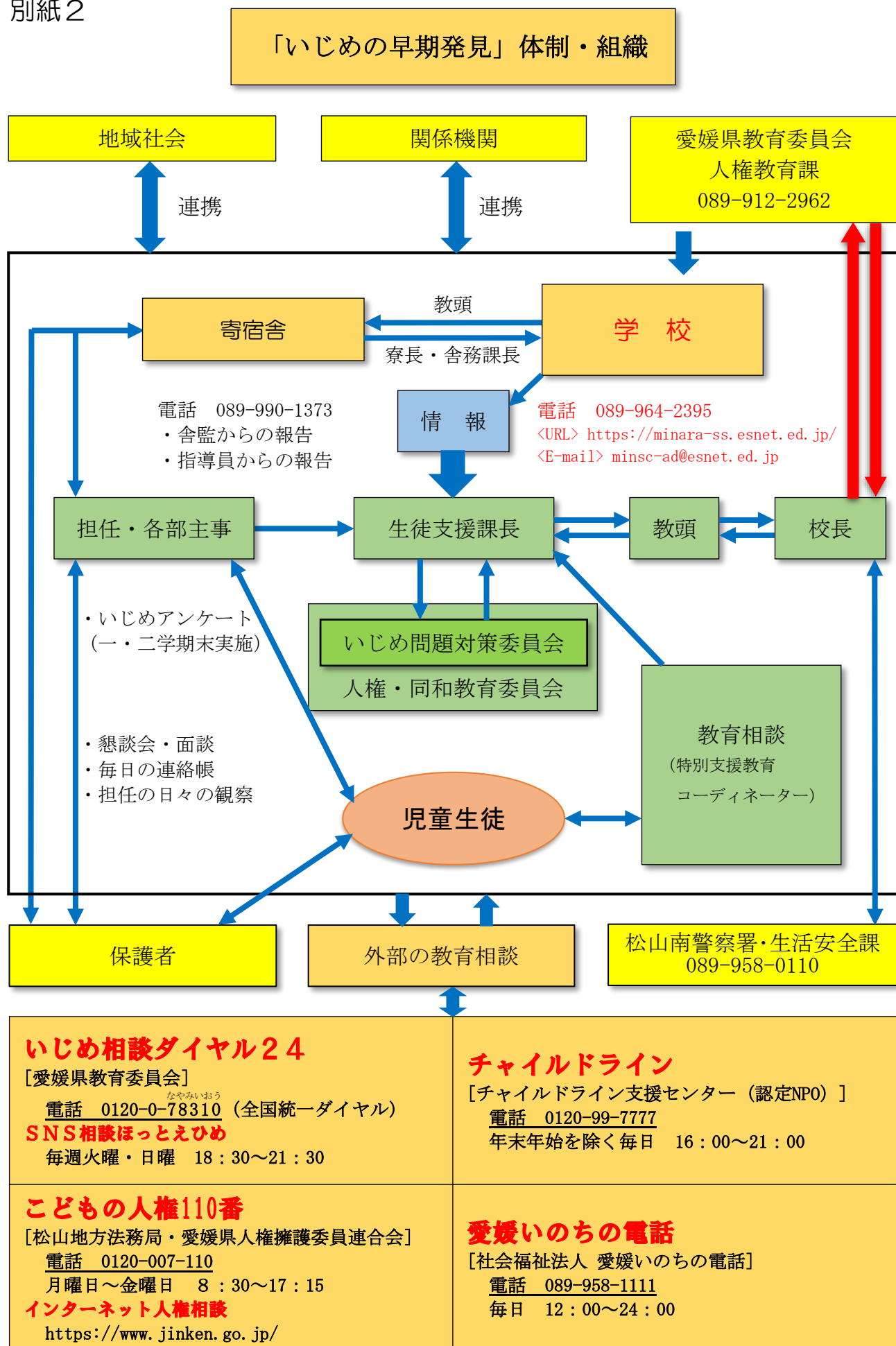
(3) いじめ重大事態に対する平時からの備え

- ・重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から学校の全ての教職員は、いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解することが必要である。
- ・学校においては、学校いじめ対策組織が個別のいじめに対する対処において、実効的な役割を果たせるよう、学校外とも連携体制を構築する。

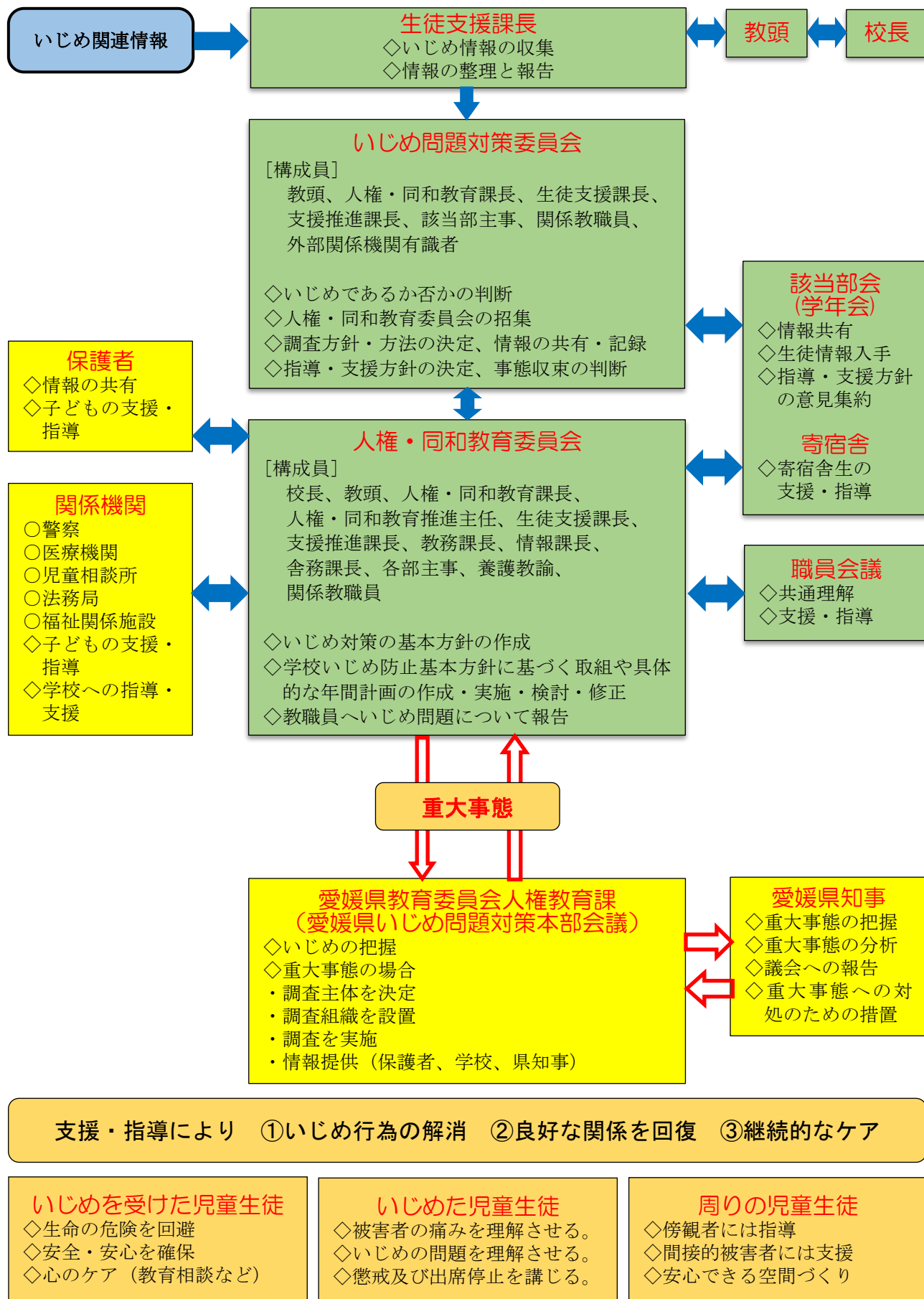
（別紙6 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト）



別紙2



「いじめに対する措置」の体制・組織



いじめを受けている児童生徒のサイン
[学校生活]

分 類	サ イ ン	チェック
表情や態度	○沈んだ表情で口をききたがらない。	
	○わざとはしゃぐ。	
	○視線を合わせるのを嫌い、うつ向いている。	
服 装	○シャツやズボンが破れている。	
	○服に靴の跡が付いている。	
身 体	○顔や身体にあざができています。	
	○体調不良を訴える。	
	○顔がむくんでいたり、青白かったりする。	
	○自傷行為と思われる傷がある。	
行 動	○遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。	
	○提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。	
	○教室への入室が遅れる。	
	○授業中に保健室・トイレに頻繁に行くようになる。	
	○教材などの忘れ物が目立つようになる。	
	○決められた座席と異なる席に着いている。	
	○プロレスの技をしかけられる。	
	○昼休みに一人でいることが多い。	
	○慌てて下校する。	
	○一人で準備や片付けをしている。	
持ち物	○机の周囲が散乱している。	
	○教科書・ノートに汚れがある。	
	○持ち物や机に落書きをされる。	
	○持ち物の紛失がよくある。	
	○必要以上のお金を持ってくる。	
周囲の様子	○人格を無視したあだ名で呼ばれる。	
	○発言に爆笑や嘲笑が起きる。	
	○よくからかわれたり、無視されたりする。	
	○よく命令される。	

いじめを受けている児童生徒のサイン
[家庭生活]

分 類	サ イ ン	チェック
表情や態度	○沈んだ表情で口をききたがらない。	
	○わざとはしゃぐ。	
	○視線を合わせるのを嫌い、うつ向いている。	
服 装	○シャツやズボンが破れている。	
	○服に靴の跡が付いている。	
	○衣服の汚れがある。	
身 体	○顔や身体にあざや擦り傷ができています。	
	○体調不良を訴える。	
	○顔がむくんでいたり、青白かったりする。	
	○自傷行為と思われる傷がある。	
行 動	○朝、自分で起きてこず、学校に行きたくないと言う。	
	○学校や友人のことを話さなくなる。	
	○友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。	
	○電話に出たがらない。	
	○友人の誘いを断ることが多くなる。	
	○受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。	
	○部屋に閉じ籠ったり、家から出なかったりする。	
	○隠れて自分で洗濯する。	
	○大きな額の金銭を要求する。	
持ち物	○家庭の品物、金品がなくなる。	
	○持ち物が汚れていたり落書きがあつたりする。	
	○持ち物の紛失がよくある。	
	○自転車がよくパンクする。	
周囲の様子	○遊ぶ友達が急に変わる。	
	○遊ぶ時間帯が夜遅くになる。	
勉 強	○学習時間が減る。	
	○成績が下がる。	

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え（ガイドライン p 6～7 参照）

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	☐
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	☐
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	☐
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	☐
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	☐
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	☐
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	☐
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	☐
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	☐
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	☐
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	☐
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	☐